令和2年度新居浜市先進的技術実証支援事業 募集要項

○ 応募受付及び詳しい事業案内等

 公益財団法人 えひめ東予産業創造センター

 〒792-0060 新居浜市大生院2151番地の10

 TEL 0897-66-1111

 FAX 0897-66-1112

本募集要項及び様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.ticc-ehime.or.jp/news/?p=1862

[えひめ東予産業創造センター $HP \rightarrow News \& Topics \rightarrow 『ものづくりサポート』をクリック]$

O 受付期間

令和2年9月1日(火)~10月30日(金)

※ 受付期間内に、持参又は郵送により提出してください(期間内に必着)。

令和2年8月 公益財団法人 えひめ東予産業創造センター

目 次

Ι	f	和2年度新居浜市先進的技術実証支援事業。募集要項	
		~− ≥	ÿ
1		目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
2	2	補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
3	3	補助対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
4	Ļ	補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額・・・・・・・4	
5	5	補助金交付の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	
6	6	補助の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
7	7	応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
8	3	事業計画の採択方法・・・・・・・・・・・・・・・・5	
Ç	9	その他応募に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・・6	
1	0	補助事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
1	1	補助事業実施に係る注意事項・・・・・・・・・・・・・ 7	
1	2	補助事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
1	3	応募受付・問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・8	
Π	事	業計画書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・別組	£

1 目的

新居浜市では、中小企業者がAIやIoT等の先進的技術を活用し、将来的なビジネス化を視野に実施する実証事業に対して、必要な経費の一部を補助することにより、地域の牽引役となる企業や新事業の創出を図り、市内産業の活性化に資することを目的として、「令和2年度新居浜市先進的技術実証支援事業」を実施します。

2 補助対象者

補助対象者は、次に掲げるものとします。

- (1) 市内中小企業者 新居浜市中小企業振興条例施行規則 (昭和59年規則第38号) 第2条第1号に規定する中小企業者をいう。
- (2) コンソーシアム 2以上の者によって、本要綱に定める事業を実施することを目的とする組織をいう。

※コンソーシアムの場合は下記の要件を満たす者とする。

- (1) コンソーシアムの構成者には、1以上の市内中小企業者を必ず含めるものとする。
- (2) コンソーシアムにおける1つの市内中小企業者は、先進的技術等を活用した実証に係る主体的な役割を担うものとする。
- (3) コンソーシアムを構成する市内中小企業者の中から、代表企業を1者選定すること。
- (4) コンソーシアムが本申請を行う際には、別に定める様式にて、コンソーシアムの代表企業、各構成者名と実施する事業における各構成者が担う役割を明記した書類を提出すること。
- (5) コンソーシアムは、それ自身が法人格を有することを要しない。

3 補助対象事業

A I や I o T等の先進的な技術※を活用し、将来的なビジネス化を視野に実施する実証事業を対象とします。

ただし、社会常識上及び倫理上好ましくない事業(公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの) については対象としない。

※先進的な技術とは?

4 補助対象経費、補助率、補助対象期間及び補助限度額

新居浜市先進的技術実証支援事業 補助対象経費一覧

区分	補助対象経費	
 報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費、事業協力等に対する謝礼として	
TARR	支払われる経費	
	事業実施に必要な機器、設備等の備品類等(単価 1 万円(消費税込み)以上か	
機械器具費	つ耐用年数が1年以上のもの)の購入等(リース又はレンタルを含む。)に要	
	する経費	
 消耗品、原材料費	事業を行うために必要な物品であって機械器具費に属さないものの購入等に要	
	する経費	
 旅費	技術指導を受ける場合等の専門家等旅費、事業従事者旅費。	
通信運搬費	郵便代、宅配料、通信費として支払われる経費	
	本事業に従事する際に必要となる人件費(予め申請時に申告した従事者に対す	
	るものであり、事業対象期間内に給与として支払いが完了しているものに限	
人件費	3 ₀)	
	(注) 人件費の総額は、全補助対象経費の2/3以下とする。	
	各種調査業務、試作・商品パッケージ等の制作等、補助事業者が直接実施する	
外注費	ことができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるため	
	に必要な経費。	
広告宣伝費	チラシやホームページの制作等に要する経費	
	7 / V (N. C. V) PHI TICK / SHEET	
賃借費	施設の賃借に要する経費	
その他の経費	前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	
始 此交	法⊞与4.6\\\ → 0.1 / 0.	
補助率 	補助対象経費の1/2 	
補助対象期間	交付決定日から当該年度内の市長が定める期日まで	
補助限度額	100万円	
	I	

- (注) 各経費には、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。
- ※機械器具費のリース又はレンタルに要する経費、外注費及び賃借費において、 事業実施期間外を含む場合は、事業実施期間中に係る金額のみ補助対象とする。
- ※コンソーシアムで申請する場合は下記のとおりとする。
 - ・コンソーシアムの構成者間の取引は補助対象外経費とする。
 - ・外部との取引はすべて代表企業が行うこととする。

5 補助金交付の条件

- (1) 補助事業の期間中、また、補助事業完了後5年の間、遂行状況を報告すること。
- (2) 補助事業の期間中、また、補助事業完了後5年の間に産業財産権の出願や取得、または、それらの譲渡等があった場合には届け出ること。
- (3) 補助事業の成果により、収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付する必要が生じる場合がある。

6 補助の取り消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金については、その返還を求めます。

- (1) 補助対象の要件を満たさなくなったとき
- (2) 交付決定内容やこれに付した条件、要綱等に違反したとき
- (3) 補助事業を実施しないときや中止し、実施する意思や見込みがない又は廃止したとき
- (4) 補助金の目的外使用が明らかになったとき

7 応募方法

- (1)補助を希望される方は、「交付申請書」及び「暴力団排除に関する誓約書」を受付期間内に提出してください。各様式は、えひめ東予産業創造センターのホームページからダウンロードできます。
- (2) 事業計画書で使用する専門用語については、簡単な解説一覧を添えてください。
- (3) その他、不明な点につきましては、「13 応募受付・問合わせ先」までご連絡ください。

8 事業計画の採択方法

(1)審査の方法

担当者による現地調査を行った後、専門家等で構成される審査会による審査を経て市長が決定します。

- (2) 審查手順
 - ①書類審査
 - ②面接プレゼンテーション審査
 - ・書類審査とともに事業計画を対象に面接審査を行います。
 - ・応募者からのプレゼンテーションや事業計画のヒアリング等により審査します。
 - ※ 書類審査、面接審査ともに、結果は申請者、面接者に文書でお知らせします。 採択となった場合は、補助金の交付に係る手続きに移ることとなります。

(3) 審査会での審査項目

以下の評価項目について、審査します。

評価項目		審查事項	満点
1	技術の先進性	・実証事業で活用する技術は先進性を有するか。 (〇、×で評価 ※該当する技術カテゴリ AI, IoT, ロボットテクノロジー、5G, ドローン、 VR、ブロックチェーン、その他	()

2	実証の必要性	・実証事業の目標及び課題が明確で、必要性を有するものか。 ・実証事業の実施について、十分な検討・協議(目的、課題、 方法、スケジュール、予算等)がなされており、実証により評価する項目が具体的かつ定量的なものであり、事業化に結び付くものか。	20	
3	実証により実現を 目指す事業の先進 性・独自性、波及 効果	・実証により実現を目指す事業は、本市の次世代産業基盤となることが期待できる先進性・独自性を有するか。 ・当該事業は、本市の産業振興に寄与するとともに、本市の社会課題を解決するビジネスとして期待でき、業界及び社会に対して高い波及効果を有するか。 ※新型コロナウイルス感染症拡大を防止する事業、感染症の影響により変化した新しい生活様式に対応する事業については、特に高く評価することとする。	30	
4	事業遂行体制	・事業遂行に必要な技術や知識を有する者が担当し、主体的に 実証事業を進める体制が構築されているか。 ・実証事業の実施場所や関係者の同意が取れているほか、技術 的な課題、法律の規制等を解決しているなど、実証環境が整備 されているか。 ・実証から事業化まで一貫したプロジェクト・マネジメントを 的確に行うための管理体制が構築されているか。 ・財務状況は、実証事業の遂行にあたり適切であるか。	20	
5	事業化の可能性	・市場ニーズや市場規模を明確に捉えており、事業化を進めるうえで妥当であるか。 ・市場展開、市場獲得に向けて適切な戦略を持っており、事業として大きな成長が見込まれるか。 ・事業化に向けたコンセプトやターゲット、スケジュールが明確か。 ・事業化へのアプローチが明確で実現可能なものか。	20	
6	予算の妥当性	・補助事業経費内訳の内容は、実証事業を遂行するために妥当なものであるか。 ・各経費の配分は合理的でバランスが取れたものか。	10	
合 計 10				

9 その他応募に係る注意事項

- (1) 応募された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 応募内容については、氏名、テーマ、概要など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなします。
- (3) 上記(2) 以外の応募内容の詳細について、秘密は厳守されますが、特別なノウハウや技術等については、応募者自身の責任において、特許や実用新案の出願など法的措置を講じてください。
- (4) 面接審査への出席等を含め、応募にかかる一切の費用については、応募者自身の負担とさせていただきます。
- (5) 本補助事業は、競争的資金であるため、当該事業の実施計画書を提出されても、必ず採択されるものではありません。

(6) 同一の事業内容で、市の他の補助金や助成金等と重複して当補助金を交付することはできません。

10 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた方は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分(区分間で20%超)又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業の実施年度途中の遂行状況について、報告しなければなりません。
- (3) 補助事業を完了したときは20日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助を受けた方は、補助事業の成果による事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他 当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認められときは、補助金額を限度として、 その収益の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければなりません。
- (6) 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助金交付要綱に従って 適正に管理しなければなりません。
- (7) 財産処分制限期間中に、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、事前に承認を受けなければなりません。また、当該財産を処分したことによって収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならないときがあります。
- (8) 補助事業に係る経理については、その他の経費と区分して、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

11 補助事業実施に係る注意事項

- (1)補助対象経費は、交付決定後に取得・支出する費用に限られます。 (交付決定前の経費は補助対象となりません。)
- (2) 補助金は、補助事業終了後、経費の支払い実績を証拠書類等により確認した後に交付します。従って、事業実施にあたっては、補助金相当分の自己資金等を確保する必要があります。また、補助金は対象経費に所定の補助率 (1/2) を乗じた額となるため、残額を自己負担分として支出する必要があります。
- (3) 経費の支払い実績が、証拠書類等により確認できない場合は、当該経費は補助対象外となります。
- (4) 補助事業の進捗状況の確認や確定検査のため、市等が実地検査を行うことがあります。
- (5) 現金手渡しでの支払いは補助対象として認められません。銀行振込、小切手、手形による支払いが対象となります。 (小切手、手形による支払いは補助事業期間内に決済される必要があります。)
- (6) 補助事業者が、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還を求めます。
- (7) 補助事業終了後、市が実施する事業において、事業成果を発表していただく場合があります。

12 補助事業の流れ(令和2年度)

申請受付期間	令和2年9月1日 ~令和2年10月30日			
現地調査 応募者を訪問し、応募申込書に ついて、内容確認職を実施	応募期間 ~11 月中旬			
書 類 審 査 面接プレゼンテーション審査	11 月下旬			
補助対象者の決定 (補助金の交付申請・決定)	11 月下旬			
実証事業の開始 (実証期間:最大3ヵ月間)	12 月~			
(3 (1127) 127)				
実証事業の終了	~2 月末			
実証報告 (実績報告~最終審査、額の確定)	3 月末			
請求・支払い	4 月中旬~5 月下旬			

(※) 上記の流れは、申請状況等により変更になる場合があります。

13 申請受付・問合わせ先

公益財団法人 えひめ東予産業創造センター

〒792-0060 新居浜市大生院2151番地の10

TEL 0897-66-1111

FAX 0897-66-1112

Ma i l tech2@ticc-ehime.or.jp

様式のダウンロード http://www.ticc-ehime.or.jp//news/?p=1862

〔えひめ東予産業創造センターホームページ⇒News&Topics ⇒ 『ものづくりサポート』をクリック〕